

船介第1820号

平成24年10月23日

指定居宅介護支援事業所管理者 様

船橋市介護保険課

在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費の給付調整に係る留意事項  
について

このことについて、平成24年10月16日付事務連絡にて厚生労働省老健局振興課  
及び同老人保健課より通知がありました。

診療報酬上の在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者が、要介護等認定を受  
けた後も、誤って、介護報酬上の薬剤師による居宅療養管理指導費ではなく、在宅患者  
訪問薬剤管理指導料を継続して算定する事例等が見受けられることから、貴事業所に従  
事する介護支援専門員に対し、周知徹底をお願い致します。

詳細につきましては「船橋市ケア倶楽部」に掲載しておりますので、ご確認ください。

記

- 「在宅訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費の給付調整に係る留意事項  
について」

※船橋市ケア倶楽部 (<http://www.uwins-club.net/public/login.html>) 内の  
お知らせ→重要連絡に掲載しておりますので、ご確認ください。

(連絡先)

- 通知内容について

介護保険課指定班・・・TEL 047-436-2782

- 船橋市ケア倶楽部について

介護保険課総務計画班・・・TEL 047-436-3306